

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山市長

公表日

令和5年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>・母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康の保持増進を目的として次の事務を行う</p> <p>①妊産婦若しくはその配偶者、若しくは乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産、育児に関する保健指導を実施する</p> <p>②新生児、未熟児を把握し、必要に応じて訪問・指導を実施、訪問記録の管理を行う</p> <p>③妊産婦、乳幼児健診対象者の把握、受診勧奨、受診結果の管理を行う</p> <p>④妊娠した者の届出情報、並びに母子手帳番号の管理を行う</p> <p>⑤子育て世代包括支援センター事業を実施する</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</p> <p>①妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導を実施する。（母子保健法第10条）</p> <p>②保健指導を受けることの勧奨を実施する（母子保健法第10条）</p> <p>③新生児の訪問、指導の実施（母子保健法第11条）</p> <p>④妊産婦、乳幼児に対して、健診の実施（母子保健法第12条、第13条）</p> <p>⑤妊娠届出の管理（母子保健法第15条）</p> <p>⑥母子健康手帳交付の管理（母子保健法第16条第1項）</p> <p>⑦妊産婦に対して、必要な訪問指導を実施する（母子保健法第17条第1項）</p> <p>⑧保健指導を受けることの勧奨を実施する（母子保健法第17条第2項）</p> <p>⑨未熟児の訪問、指導の実施（母子保健法第19条）</p> <p>⑩子育て世代包括支援センター事業の実施（母子保健法第22条）</p>
③システムの名称	健康管理システム（母子保健） 団体内統合宛名システム 中間サーバー 既存住民基本台帳システム 共通基盤システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の第49項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条1号～8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の第56の2項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条</p> <p>【情報照会】</p> <p>番号法別表第2の第69の2項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山市 健康局 健康推進部
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山市 総務局 総務部 総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話番号073-435-1314
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号 和歌山市 健康局 健康推進部 地域保健課 電話番号073-488-5120

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

